

村山市子育て応援・定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の経済的支援及び本市への定住促進並びに住宅関連産業の振興及び県産木材の利用促進並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、低下が懸念される市民の住宅投資意欲を喚起し、地域経済の活性化に資するため、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 長期にわたり本市に居住するため、住民登録を行い、かつ、生活の基盤が市内にある者をいう。
- (2) 子育て世帯 中学生以下の子を養育している世帯又は妊婦のいる世帯をいう。
- (3) 住宅 村山市内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物で、住宅の主機能を有し、利用上の独立性を有するもので、新築、改築し、又は購入されたもの（併用住宅を含む。ただし、居住部分の床面積が全体面積の2分の1以上であるものに限る。）をいう。
- (4) 改築 既存住宅の一部を解体し、残存部と接続する形で基礎から新設する部分に、住宅の主機能を設置する、事実上新築と同等の増改築工事をいう。
- (5) 住宅の主機能
住宅の独立性を担保する主機能（玄関、トイレ、台所、浴室、居室の5種の機能）をいう。
- (6) 耐久性基準
住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準における「劣化対策等級」の「等級3」の基準をいう。
- (7) 一定の省エネルギー基準
住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準における「断熱等性能等級」の「等級4」又は「一次エネルギー消費量等級」の「等級4」の基準をいう。
- (8) 県産木材
「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む）及び認証された合板等をいう。
- (9) 県産木材使用住宅
住宅の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算定した数量の100パーセント以上かつ15立方メートル以上の県産木材を使用する住宅をいう。なお、別表第1号(5)住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業の寒さ対策・断熱化型、子育て支援型及び移住促進型に規定する住宅の場合は50パーセント以上とすることができる。

(10) 建設等

村山市内に自ら居住するため、住宅を新築（登記上新築と記載されるもの）又は購入することをいい、中古住宅の購入及びリフォームを除く。なお、併用住宅の場合は、住宅部分のみを対象とする。

(11) 工事の着手 住宅の基礎の掘削工事に着手した時点をいう。

(12) 工事の竣工 完成した日又は引渡しを受けた日のいずれか遅い日

(補助事業等)

第3条 補助事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定住促進住宅建設支援事業
- (2) 子育て応援住宅建設支援事業
- (3) 地元企業住宅建設支援事業
- (4) 定住促進土地（中古住宅）購入支援事業
- (5) 住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業

2 前項各号に掲げる補助金の交付事業の対象者及び交付金の額等は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ村山市子育て応援・定住促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）によるものとし、別表第1に定めるところにより市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その適否を審査し、相当と認めるときは、村山市子育て応援・定住促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は申請内容を変更し、又は取り下げするときは、村山市子育て応援・定住促進事業補助金変更（取下げ）承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、村山市子育て応援・定住促進事業補助金変更（取下げ）承認通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(完了報告)

第7条 実績報告書は、規則第14条の規定にかかわらず、村山市子育て応援・定住促進事業補助金完了報告書（別記様式第5号）によるものとし、別表第1に定めるところにより市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は前条の報告を受けた場合においては、審査を行い、額を確定し、申請者に村山市子育て応援・定住促進事業補助金確定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、村山市子育て応援・定住促進事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の保管)

第11条 交付決定者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から改正し適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から改正し適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から改正し適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月22日から改正し適用する。

別表第1（第3条、第4条、第7条関係）

（1）定住促進住宅建設支援事業

対象要件	<p>補助金交付対象者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>（1）令和2年4月1日以降に工事請負契約を行ったもの。</p> <p>（2）住宅を新築、改築する場合は、交付決定年度の年度末まで完成し登記完了すること。</p> <p>（3）建売住宅（新築後に居住実態のない住宅に限る）を購入する場合は交付決定年度の年度末まで登記完了すること。</p> <p>（4）新築、改築及び建売住宅購入の場合工事費又は購入費が500万円以上であること。</p> <p>（5）取得した住宅の所有権を有すること。</p> <p>（6）市税、水道料金、下水道使用料に滞納がないこと。</p> <p>（7）住宅リフォーム支援事業費補助金の助成を受けないこと。</p>
補助金の額	50万円
申請手続	<p>1 申請時期 工事請負契約後（購入の場合は売買契約の後）に提出するものとする。</p> <p>2 添付書類</p> <p>（1）工事請負契約書の写し（購入の場合は売買契約書の写し）</p> <p>（2）位置図、平面図、既存平面図（改築の場合）</p> <p>（3）住民票謄本の取得、市税、水道・下水道使用料納付状況確認のための同意書（市民の方の場合）（様式第10号）</p> <p>（4）住民票謄本（市外の方の場合）</p> <p>（5）併用補助事業確認書（様式第1号の2）</p>
完了報告	<p>1 報告期限 交付決定年度の年度末まで完了報告書を提出すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>（1）取得した住宅の登記事項証明書（申請者の所有権を確認できるもの）</p> <p>（2）工事写真（着工前、工事中、完成）</p> <p>（3）入居後の住民票謄本</p>

(2) 子育て応援住宅建設支援事業

対象要件	<p>補助金交付対象者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 申請時において、中学生以下の子を養育している又は夫婦の妻が妊娠していること。(2) 住宅を新築、改築する場合は、交付決定年度の年度末まで完成し登記完了すること。(3) 建売住宅（新築後に居住実態のない住宅に限る）を購入する場合は交付決定年度の年度末まで登記完了すること。(4) 土地付の中古住宅を購入し当該住宅に3年以上居住する場合は、交付決定年度の年度末まで登記完了すること。(5) 新築、改築及び建売住宅購入の場合工事費又は購入費が500万円以上であること、中古住宅購入の場合購入費が150万円以上であること。(6) 取得した住宅の所有権を有すること。(7) 市税、水道料金、下水道使用料に滞納がないこと。(8) 住宅リフォーム支援事業費補助金の助成を受けるものでないこと。
補助金の額	<p>新築・改築・建売住宅購入 100万円 中古住宅購入 25万円</p>
申請手続	<ul style="list-style-type: none">1 申請時期 工事請負契約後（購入の場合は売買契約の後）に提出するものとする。2 添付書類<ul style="list-style-type: none">(1) 工事請負契約書の写し（購入の場合は売買契約書の写し）(2) 位置図、平面図、既存平面図（改築の場合）(3) 住民票謄本の取得、市税、水道・下水道使用料納付状況確認のための同意書（市民の方の場合）（様式第10号）(4) 住民票謄本（市外の方の場合）(5) 併用補助事業確認書（様式第1号の2）
完了報告	<ul style="list-style-type: none">1 報告期限 交付決定年度の年度末まで完了報告書を提出すること。2 添付書類<ul style="list-style-type: none">(1) 取得した住宅の登記事項証明書（申請者の所有権を確認できるもの）(2) 工事写真（着工前、工事中、完成）(3) 入居後の住民票謄本

(3) 地元企業住宅建設支援事業

対象要件	<p>補助金交付対象者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 市内に本店を有する個人または法人の建設業者と契約すること、又は市内に本店を有する個人または法人の建設業者が建設した建売住宅を購入すること。(2) 住宅を新築、改築する場合は、交付決定年度の年度末まで完成し登記完了すること。(3) 建売住宅（新築後に居住実態のない住宅に限る）を購入する場合は、交付決定年度の年度末まで登記完了すること。(4) 新築、改築及び建売住宅購入の場合、工事費又は購入費が500万円以上であること。(5) 市税、水道料金、下水道使用料に滞納がないこと。(6) 住宅リフォーム支援事業費補助金の助成を受けるものでないこと。
補助金の額	25万円
申請手続	<ul style="list-style-type: none">1 申請時期 工事請負契約後（購入の場合は売買契約の後）に提出するものとする。2 添付書類<ul style="list-style-type: none">(1) 工事請負契約書の写し（購入の場合は売買契約書の写し）(2) 位置図、平面図、既存平面図（改築の場合）(3) 住民票謄本の取得、市税、水道・下水道使用料納付状況確認のための同意書（市民の方の場合）（様式第10号）(4) 住民票謄本（市外の方の場合）(5) 併用補助事業確認書（様式第1号の2）
完了報告	<ul style="list-style-type: none">1 報告期限 交付決定年度の年度末まで完了報告書を提出すること。2 添付書類<ul style="list-style-type: none">(1) 取得した住宅の登記事項証明書（申請者の所有権を確認できるもの）(2) 工事写真（着工前、工事中、完成）(3) 入居後の住民票謄本

(4) 定住促進土地（中古住宅）購入支援事業

対象要件	補助金交付対象者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 住宅を新築するための土地を購入し当該宅地の購入の日から3年以内に住宅の建設を確約できること。 (2) 土地付の中古住宅を購入し当該住宅に3年以上居住すること。 (3) 交付決定年度の年度末まで登記完了すること。 (4) 購入費が150万円以上であること。 (5) 市税、水道料金、下水道使用料に滞納がないこと。
補助金の額	25万円
申請手続	1 申請時期 売買契約の後に提出するものとする。 2 添付書類 (1) 売買契約書の写し（中古住宅購入の場合は、建築年月日のわかるもの添付） (2) 位置図、公図の写し (3) 平面図（中古住宅購入の場合） (4) 住民票謄本の取得、市税、水道・下水道使用料納付状況確認のための同意書（市民の方の場合）（様式第10号） (5) 住民票謄本（市外の方の場合） (6) 併用補助事業確認書（様式第1号の2） (7) 住宅建築確約書（様式第8号）（土地購入分のみ申請の場合） (8) 住宅居住確約書（様式第9号）（中古住宅購入の場合） (9) 土地（中古住宅）の写真
完了報告	1 報告期限 交付決定年度の年度末まで完了報告書を提出すること。 2 添付書類 (1) 取得した土地・住宅の登記事項証明書（申請者の所有権を確認できるもの） (2) 入居後の住民票謄本（中古住宅購入の場合）

(5) 住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業

対象要件	<p>補助金の対象となる住宅は、市内に建設等を行うもので定住促進住宅建設支援事業の要件に該当する場合で、耐久性基準及び一定の省エネルギー基準を満たし、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。</p> <p>(1) 県産木材多用型 県産木材使用住宅</p> <p>(2) 寒さ対策・断熱化型（やまがた健康住宅） 「やまがた健康住宅の普及促進に関する要綱」（以下「健康住宅要綱」という。）第12条第1項の規定による「やまがた健康住宅認定証」の交付を受けた県産木材使用住宅</p> <p>(3) 子育て支援型（三世代同居・近居） 世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3以上の世代が同居している世帯であって、平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯が居住する県産木材使用住宅又は平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所が新たに近居区域（親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域）内になった世帯（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。以下「近居世帯」という。）が居住する県産木材使用住宅</p> <p>(4) 移住促進型 平成27年4月1日以降に山形県外から村山市に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成27年3月31日までの間に村山市に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を村山市へ提出した世帯員がいる世帯が居住する県産木材使用住宅</p> <p>2 補助金の交付は、令和2年9月1日以降に工事着手され、令和3年3月31日までに竣工する補助対象の住宅1戸につき、1回に限るものとする。 (適用除外)</p> <p>3 この要綱に基づく補助金制度は、当該住宅の建設等につき「やまがた利子補給制度」を受けている場合及び受けようとする場合は、適用しない。ただし、9月11日以降に「令和2年度山形の家づくり利子補給金交付要綱」第8条第1項の利子補給金交付申請を受理したものうち、同要綱第18条第1項の利子補給金交付予定額確認通知書を受けていないもので、同要綱第12条第1項の利子補給金取下げ申請書を令和3年1月29日まで提出した場合はこの限りではない。</p>
補助金の額	50万円

申請手続	<p>1 申請時期 売買契約の後に提出するものとする。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 契約書の写し（工事着手日及び竣工日のわかるもの添付）</p> <p>(2) 位置図（案内図）、配置図、平面図、断面図又は立面図</p> <p>(3) 住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業調書 （様式第11号）</p> <p>(4) 住民票謄本の取得、市税、水道・下水道使用料納付状況確認のための同意書 （市民の方の場合）（様式第10号）</p> <p>(5) 住民票謄本（市外の方の場合）</p> <p>(6) 併用補助事業確認書（様式第1号の2）</p> <p>(7) やまがた健康住宅設計適合証の写し（寒さ対策・断熱化型の場合）</p> <p>(8) 近居区域内であることを記載した地図（子育て支援型（近居）の場合）</p> <p>(9) 誓約書（子育て支援型（三世代、移住促進型）の場合） （様式第12号）</p>
完了報告	<p>1 報告期限 交付決定年度の年度末まで完了報告書を提出すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業完了調書 （様式第13号）</p> <p>(2) 取得した土地・住宅の登記事項証明書（申請者の所有権を確認できるもの）</p> <p>(3) 入居後の住民票謄本</p>